とうほくふるさと情報 H26年8月版①

～東京司法書士会でピックアップした東北関連の情報をお届けします～

どーなってるの？損害賠償！

住居確保に係る費用の賠償について
～移住のケースの詳細～（その３）
（平成２６年４月３０日東京電力プレスリリースより）

平成２６年７月２３日に発送いたしました「とうほくふるさと情報」７月版②に引き続き、今号でも移住による宅地及び建物の購入のケースでの賠償につきましてご説明します。

今回は、借家にお住まいであった方に対する住居確保に係る費用の賠償についてご説明いたします。

（１）借家にお住まいであった方に対する住居確保に係る費用の賠償について

事故発生時点において借家にお住まいであった方を対象に、移住・帰還される先での新たな住居を確保するための費用として、礼金等の一時金相当額や新たな借家と従前の借家との家賃差額相当額（8年分）を定額で請求ができます。

（２）賠償請求いただける方について

事故発生時点において避難指示区域内の借家にお住まいであった方。

※避難されたことにより、移住・帰還される先での新たな住居を確保するための費用の負担を余儀なくされた方が対象となります。

※事故発生時点において移住を余儀なくされた区域以外の避難指示区域内にある借家にお住まいであった方が移住される場合につきましては、移住される合理的なご事情として、「営業・就労」「医療・介護」「お子さまの生活環境」等の状況をご申告いただくことで柔軟に対応するということです。

（３）賠償金額について

a. 避難指示区域であった地域を新たな生活の本拠とされる場合

新たに借家に入居するための礼金等の一時金相当額として、1人世帯の場合 100,000 円（世帯人数が一人増えるごとに 10,000 円を加算）

※避難指示区域であった地域を新たな生活の本拠とされる場合、当社事故発生時点と同等の家賃水準となることが見込まれることを踏まえ、上記の賠償金には新たな借家と当社事故発生時点の借家との家賃差額相当額は含まれておりません。

※当社事故発生時点の借家の家賃が低廉であって、新たな借家の家賃との差額が発生する場合には、ご負担された家賃の差額を必要かつ合理的な範囲内で請求できます。

b. 避難指示区域外の地域を新たな生活の本拠とされる場合

新たな借家と当社事故発生時点の借家との家賃差額相当額（8年分）および新たに借家に入居するための礼金等の一時金相当額として、1人世帯の場合 1,620,000 円（世帯人数が一人増えるごとに 610,000 円を加算）

※1 移住：長期にわたり帰還できないこと等から、生活の本拠を当社事故発生時点の住居から移すこと

※2 避難指示区域：「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補」において「避難指示区域」として扱うこととされた区域

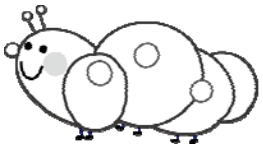

岩手

JR 山田線、一部区間を優先復旧

東日本大震災で被災し運休中のJR山田線（宮古ー釜石間、55．4キロ）について、岩手県が高台など比較的被害が軽微だった区間を優先した復旧を視野にJR東日本と協議を進める方針であることが、分かった。県によると、優先復旧の候補になっているのは、宮古ー豊間根駅間と釜石ー鵜住居駅間。（河北新報 2014/7/25 より抜粋）

宮城

石巻・川開き祭り開幕

石巻の夏の祭典「石巻川開き祭り」（実行委員会主催）が31日、石巻市の旧北上川沿いなどで始まった。夕方には東日本大震災の犠牲者をしのぶ灯籠5000個が川に流され、淡い光が川面を彩った。祭りはメーン行事の一つ、孫兵衛船競漕（きょうそう）が完全復活し、予選があった。
（河北新報 2014/8/1 より抜粋）

福島

猛暑忘れる流水の響き　猪苗代の達沢不動滝

30日の県内は高気圧に覆われ、各地で気温が上がった。福島市で35・3度、伊達市梁川町で35・1度と猛暑日となった。
猪苗代町蚕養にある名所「達沢不動滝」には30日、涼を求める家族連れや観光客が絶え間なく訪れた。高さ約10メートル、幅約16メートルの勇壮な滝に近づき、霧のように漂う水しぶきを浴びながら「冷たくて気持ちいい」などと歓声を上げていた。
（福島民報 2014/7/31 より抜粋）

面談による相談（予約制）

●東京司法書士会総合相談センター（四谷・金曜 17 時～20 時）

ご予約電話番号：０３－３３５３－９２０５

予約受付時間：平日午前９時～１２時、午後１時～５時

場所：東京都新宿区本塩町 9-3（JR・東京メトロ 四ツ谷駅　徒歩約4分）

●三多摩総合相談センター（立川）

ご予約電話番号：０４２－５４８－３９３３

予約受付時間：平日午前１０時～午後４時

場所：東京都立川市曙町 2-34-13 オリンピック第3ビル 202-A

（JR 立川駅 北口 徒歩6分、多摩都市モノレール 立川北駅 徒歩5分）

電話による相談

電話番号：０３－３３５３－２７００

相談時間：平日　午前１０時～午後４時（受付は午後３時４５分をもって終了いたします）

※通話料はご相談者様の自己負担となります。